

〔報告要旨〕

債権関係概念の再定位

根 岸 謙

本報告は、博士論文（ドイツ民法（BGB）における「債務関係（Schuldverhältnis）」という概念の本質及び機能を明らかにした上で、これが日本民法において解釈上、どのような有用性が認められるかについて考察することを目的とするもの）の前段階として、BGB 制定以前のドイツ普通法学及びラント法を主たる検討対象とし、債務関係という概念がどのようにして造られ、また各ラント法や草案間でどのように影響を及ぼしあい、同概念が変容していったかについて検討するものである。

債権・債務について、「債権法」として構成する日本民法とは異なり、BGB では、債権者及び債務者の関係、すなわち、「債務関係法（Recht der Schuldverhältnisse）」としてこれを構成する。

BGB 制定以前をみると、プロイセン一般ラント法（1794年）では、まだ債務関係という用語は造られておらず、「債権及び債務（Persönliche Rechte und Verbindlichkeiten）」という用語が用いられている。しかし、この用語については、「……権利を有し又は義務を有する当事者のことをいう」と定義されていることからすると（第1部第2章122条）、当事者の関係という観点から把握されていることがうかがえる。

バイエルン王国をみると、マクシミリアン・バヴァリア市民法典（1756年）及び第1民法草案（1808/1809年）では、まだ当事者の関係という観点から債権法を把握していないが、第2草案（1811年）では、「人的法律関係（Persönliches Rechtsverhältnis（*obligatio*）」という用語を用いて、当事者の関係について定義している（第4編1条）。「法律関係（Rechtsverhältnis）」

という造語は普通法学のサヴィニーの『現代ローマ法体系 第1巻』(1840年)にみられることから(7頁以下)、普通法学の影響を受けたことがうかがえる。なお、*Obligatio*とは、ローマ法における当事者の債務ないし責任関係を表す用語であり、ローマ法→普通法学→バイエルン民法第2草案と繋がっていることが推察される。その後の第3草案(1861年)において初めて、「債務関係(Schuldverhältniß (Forderung, Verbindlichkeit))」という造語が現れることになり、ここから、債務関係概念はBGBの起草者が発明したものではなく、同草案でつくられたものであることを知ることができる。

このような「関係」という考え方はザクセン王国の民法草案で顕著にみられ、同第1草案(1852年)では、例えば、第3編債権法の最初の条文で、「共同関係の債権及び債務(Gemeinschaftlicher Berechtigung und Verbindlichkeit)」について規定するという構成がとられている(588条)。同第2草案(1860年)及び同民法典(1865年)では、Forderungenという用語を用いて、債権者及び債務者の法律関係(Rechtsverhältnisse)について説明していることから(前者:678条、後者:662条)、バイエルン民法第2草案と同様、普通法学の影響を受けたものと思われる。

ヘッセン大公国でも、同様に、債権者及び債務者の法律関係について説明するが、ここではVerbindlichkeit(obligatio)という用語が用いられている(第3編1条)。

そして、ドレスデン草案(1866年)では、「債務関係(Schuldverhältniß)」の語が採用されている。

本報告は、単に各ラント法及び同草案における債務関係概念がどのように現れ、また相互に影響を与えたかについてみるものであるが、今後は、各ラント法等の構造等を踏まえた上で、なぜ債務関係として把握するかについて明らかにした上で、BGBにおける債務関係の本質・機能との結びつき、さらには、その有用性について検討していきたい。

(ねぎし・けん 東北大学大学院博士後期課程)